

第十九回国 参議院厚生委員会會議録第四十六号

昭和二十九年五月二十六日(水曜日)午前十一時四十八分開会

出席者は左の通り

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 肇君
常岡 一郎君
竹中 勝男君

委員

榊原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
衛生部長 高田 正己君
厚生省事務局局長 草間 弘司君
常任委員 多田 仁己君
常任委員 會專門員

事務局側

本日の會議に付した事件

○医薬関係審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(高野一夫君外十一名発議)

○厚生省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。委員の異動を報告いたします。
五月二十六日附を以て、湯山勇君が辞任され岡三郎君が選任せられました。

○委員長(上條愛一君) 次に医薬関係審議会設置法案を議題といたします。御質疑を願います。……委員の質疑はこの程度で終了したものと認めて差支えございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○常岡一郎君 私は本案に左記の附帯決議を付することの動議を提出いたします。

附帯決議
政府において医薬分業実施に関する諸準備が、未だ整え得ないことは甚だ遺憾である。この際政府は、左記事項につき速かに万全の措置を講ずべきである。

一、医薬分業の実施に伴う適正な医療費体系及び、それが国民の医療費負担、社会保険経済に及ぼす影響其の他医薬分業の実施に関する諸条件を検討し、その結果を九月中に国会に報告すること。

二、医薬分業の実施によつて、国民に対する医療内容の向上及び保健福祉の増進に寄与すべき諸条件の整備に努むべきこと。

○谷口弥三郎君 只今の動議に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) よつて只今の常岡委員の動議は成立いたしました。他に御発言はございませんか。……他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて差支えございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

告書には、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。多数意見者署名

大谷 肇君 常岡 一郎君
竹中 勝男君 榊原 亨君
高野 一夫君 谷口弥三郎君
横山 フク君 廣瀬 久忠君
藤原 道子君 堂森 芳夫君
有馬 英二君

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

案理由の御説明を願います。
○高野一夫君 只今議題となりました覚せい剤取締法改正案について、提出いたしました理由を説明を申し上げたいと存じます。

覚せい剤の濫用による弊害を防止しようとして、第十国会に議員立法により覚せい剤取締法が制定されましたことは御承知の通りであります。然るに取締法の制定後においても覚せい剤の濫用による弊害は、一層甚だしいものがあり、覚せい剤の常用者は百万乃至百五十万人であるといわれていますが、極く内輪に見積つても七十万人には達するものが現状であります。而もこれらの常用者は、多く直接間接に犯罪となつたがりをもつものであり、この濫用の傾向は、都市のみではなく農漁村を通じて全国的なものとなつております。

更に注目すべきは、かかる覚せい剤の濫用による弊害に悩まされているのは、多くは次代の日本を背負うべき青少年であることとあります。青少年をかかる覚せい剤禍から救うために中央、地方の青少年問題協議会において覚せい剤対策が重要問題として取扱われていることは、ここで改めて説明するまでもなく皆様御承知の通りであります。

このような覚せい剤の濫用による弊害を防止するには、この弊害を各種の啓蒙運動により一般に周知させることも必要であります。が、今一般に流通している覚せい剤が密造品であること、かつ覚せい剤の密造を取締ること

が必要であります。

この点におきましては、罰則の強化こそ先ず何よりも考慮されるべきであります。この罰則の強化を中心として取締法施行後種々運用上支障のある点を改正し、最近の状況に即応せんとしたのが、この法案の提案の目的であります。

次に、法案の内容の骨子を御説明申し上げます。

第一は、この法律の適用を受ける覚せい剤の範囲を拡張したことであります。

第二は、罰則を強化し、密造、密売買、不法所持及び不法使用を行なつた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、更に営利の目的で又は常習としてこれらの違法行為を行なつた者は、七年以下の懲役に処し、情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処することとし、これらの場合において犯人が所有し、又は所持する覚せい剤は、没収することができるとしたことであります。

第三は、覚せい剤研究者が、研究のため、厚生大臣の許可を受けた場合に限り、他人に対して覚せい剤を施用し、又は覚せい剤を製造することができるとしたことであります。

第四は、覚せい剤を保管し得る場所として覚せい剤保管営業所を認め、それに応じた覚せい剤の移動を認めたこととあります。

第五は、覚せい剤の廃棄について厳重な規定を設けたことであります。

以上が本法案の提案理由説明及びその内容の骨子であります。何とぞ慎重に御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(上條愛一君) それでは御質疑を願います。

○竹中勝男君 すでに小委員会でも十分御検討になつたのですから、質疑を打ち切つて、又討論を省略して直ちに採決せられんことの動議を提出したいと存じます。

○谷口弥三郎君 只今の竹中委員の動議に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今の竹中委員の動議は成立いたしました。よつて只今の竹中委員の動議通り質疑、討論を省略して直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたします。原案通り可決することに御賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

賛成者署名

大谷 豊潤 常岡 一郎
竹中 勝男 榊原 亨
高野 一夫 谷口弥三郎
藤原 道子 有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはないとございませんか。……署名漏れはないと認めます。

なお、本会議における委員長のお口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

○委員長(上條愛一君) それでは次に、厚生省関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。御質疑を願います。……本案に対する質疑はこの程度で尽きたものと認めて差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のおありの方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。

○竹中勝男君 この際討論を省略しまして、直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○有馬英二君 只今の竹中委員の動議に賛成いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 竹中委員の動議は成立いたしました。よつて討論を省略いたしました。採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。厚生省関係法令の整理に関する法律案を原案通り可決することに御賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長の議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

大谷 豊潤 竹中 勝男
榊原 亨 高野 一夫
谷口弥三郎 藤原 道子
有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはないと認めます。……署名漏れはないと認めます。

なお、本会議における委員長のお口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めましてさうに取計らいます。ちよつと速記をとめて。

午後二時三十分速記中止

午後二時三十分速記中止

○委員長(上條愛一君) それでは速記を起して下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会